

# au ID/Ponta 会員 ID 連携規約

## 第1章（一般条項）

### 第1条（本規約の適用）

1. この au ID/Ponta 会員 ID 連携規約（以下「本規約」といいます。）は、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」といい、KDDI 及び沖縄セルラーを総称して「KDDI 等」といいます。）が提供する「au ID」と、株式会社ロイヤリティ マーケティング（以下「LM」といい、KDDI 等及び LM を総称して「当社ら」といいます。）が提供する「Ponta 会員 ID」を、本規約の定めに従って連携したユーザーに関する事項を定めるものです。
2. 本規約は、「ID 連携ユーザー」が本規約に定める「ID 連携サービス」を利用する際の一切に適用されます。「ID 連携ユーザー」は、本規約を遵守して頂くものとします。
3. 当社らは、本規約に定めるもののほか、「ID 連携ご利用上の注意」その他の「ID 連携」に関するガイドライン等を制定する場合があります、当該ガイドライン等に記載している内容は、本規約の一部を構成するものとします。

### 第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める用語の意義を有するものとします。

- (1) au ポイントプログラム利用規約：KDDI 等が 2020 年 5 月 21 日以降に「au ポイントプログラム利用規約」の名称で定める規約であって、KDDI 等が同日より以前に定めていた「ポイントプログラム利用規約」の名称が変更されたもの
- (2) ID 利用規約：KDDI が「au ID 利用規約」の名称で定める規約
- (3) Ponta 会員規約：LM が定める共通ポイントプログラム Ponta の会員規約
- (4) au ポイントプログラム：au ポイントプログラム利用規約に従い KDDI 等が提供するポイントプログラム
- (5) 共通ポイントプログラム Ponta：Ponta 会員規約に従い LM が提供するポイントプログラム
- (6) au ID：KDDI が ID 利用規約に基づき発行する ID で、ID 利用規約において au ID と規定されるもの
- (7) Ponta 会員 ID：LM が Ponta 会員規約に基づき当該規約に定める会員に発行する ID で、Ponta 会員規約において会員 ID 番号と規定されるもの
- (8) ID 連携：同一のお客様が有する au ID と、Ponta 会員 ID とを連携させるために、本規約の定めに従い登録すること
- (9) KDDI 店舗：au ポイントプログラム利用規約に定める au ポイントプログラムにおいてポイントの付

与又は利用対象となるサービスを販売（取次ぎ又は媒介を含みます。以下同じとします。）又は提供する店舗、Web ページその他の販売チャネル

- (10) LM 店舗：Ponta 会員規約に定める共通ポイントプログラム Ponta においてポイントの付与又は利用対象となるサービスを販売又は提供する店舗、Web ページその他の販売チャネル
- (11) LM 発行の Ponta ポイント：LM が Ponta 会員規約に基づき発行するポイント
- (12) KDDI 発行の Ponta ポイント：KDDI 等が au ポイントプログラム利用規約に基づき ID 連携されていない au ID を保有するお客様に対し発行するポイント及び ID 連携ユーザーに対して付与する KDDI 発行の用途限定ポイントであり、KDDI 店舗でのみ利用できるポイント
- (13) KDDI 発行の用途限定ポイント：KDDI 発行の Ponta ポイントのうち、KDDI 等によりその利用用途や期間が通常の KDDI 発行の Ponta ポイントよりも限定されているポイント
- (14) WALLET ポイント：KDDI 等が 2020 年 5 月 21 日より以前に定めていた「ポイントプログラム利用規約」に基づき提供していた au WALLET ポイントプログラムにおいて発行された WALLET ポイントという名称のポイントであって、KDDI 店舗でのみ利用できるもの
- (15) ID 連携ユーザー：ID 連携が完了し、かつ、連携状態が継続されている状態のお客様
- (16) ID 連携サービス：本規約第 3 章に定める当社らが ID 連携ユーザーに対して本規約に基づき提供するサービスの総称
- (17) KDDI 規約：au ポイントプログラム利用規約、ID 利用規約及び KDDI 等が定める「プライバシーポリシー」の総称
- (18) LM 規約：Ponta 会員規約及び LM が定める個人情報保護方針その他の Ponta 会員が共通ポイントプログラム利用に関連して同意する LM の規約等の総称
- (19) KDDI 等サービス：KDDI 店舗において販売又は提供されるサービスであって、au ポイントプログラムにおけるポイントの付与又は利用対象となるサービス

## 第 2 章 (ID 連携)

### 第 3 条 (ID 連携)

1. ID 連携は、au ID 及び Ponta 会員 ID のいずれも有する個人のお客様が、KDDI 規約及び LM 規約のほか、本規約に同意のうえ、所定の方式により当社らに ID 連携の申込みを行い、当社らが当該申込みを承諾したお客様について ID 連携ユーザーとしての登録がされた時点で完了します。
2. ID 連携は、日本国内に居住しているお客様のみお申込みいただけます。なお、日本国外に居住しているお客様が ID 連携を行った場合、当社らは、第 5 条に基づき当該お客様の ID 連携を停止又は解除する場合があります。

#### 第4条 (連携するIDの登録)

1. ID連携を行うにあたっては、お客様が保有するau IDとそれと連携する当該お客様が保有するPonta会員IDを1つ登録することが必要となります。
2. ID連携ユーザーは、前項の登録によりau IDに紐付けたPonta会員IDを、「au ID会員サイト」における手続きによって当該ID連携ユーザーが保有する別のPonta会員IDに変更することができます。
3. 前2項に基づくID連携の登録およびその変更に関し、第三者のPonta会員IDを用いることはできません。
4. ID連携ユーザーのau ID又はPonta会員IDの再発行により、ID連携の登録がされたau ID又はPonta会員IDに変更があった場合、ID連携の登録がされている変更前のau ID又はPonta会員IDは、自動的に、変更後のau ID又はPonta会員IDに変更されます。

#### 第5条 (ID連携の停止又は解除)

1. ID連携ユーザーは、以下の各号のいずれかに該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。また、ID連携ユーザーがそのような行為を行っているとして当社らのいずれかが判断した場合は、当社らは、ID連携ユーザーの承諾なくID連携を停止又は解除できるものとします。
  - ① 公序良俗に反する行為、法令に違反する行為、又はそれらを助長する行為。
  - ② 他のID連携ユーザー又は第三者に不利益を与える行為。
  - ③ 当社ら若しくはそれらの提携会社又は第三者に不利益を与える行為。
  - ④ 当社らの事業運営を妨害し、又は当社らの信用を毀損する行為。
  - ⑤ 本規約、KDDI規約又はLM規約、その他の当社らの定める規定に違反する行為。
  - ⑥ 本規約に定める禁止事項に該当する行為。
  - ⑦ その他、当社らが不相当と判断する行為。
2. 前項に基づき当社らがID連携の停止又は解除を行った場合、当社らは、当該停止又は解除を行った理由の説明をいたしかねることがあります。

#### 第6条 (お客様の申出に基づくID連携解除)

1. ID連携ユーザーは、当社らが定める手続きに従って申出を行うことにより、いつでもID連携を解除することができます。
2. 前項に基づきID連携を解除したお客様は、当該ID連携の解除以後は、連携されていない状態のau ID及びPonta会員IDをそれぞれ保有している状態となります。その際にお客様が利用できるサー

ビスについては本規約第 10 条に定めるとおりです。

### 第 3 章 (ID 連携サービス)

#### 第 7 条 (ID 連携の際のポイント統合)

1. ID 連携が完了した時点で、ID 連携ユーザーが登録した au ID に付与された WALLEET ポイント及び KDDI 発行の Ponta ポイントは、次項に定めるものを除き、ポイント統合により、その全てが LM 発行の Ponta ポイントに交換されるものとします。当該 ID 連携ユーザーは、ID 連携サービスとして、LM 発行の Ponta ポイントを、LM 店舗 (KDDI 店舗を含みます。) において利用することができます。
2. KDDI 発行の用途限定ポイントは、前項に定めるポイント統合の対象には含まれません。KDDI 発行の用途限定ポイントは、ID 連携の有無に関わらず、KDDI 等が当該ポイントの利用対象として別途定める KDDI 店舗でのみご利用いただけます。

#### 第 8 条 (お客様に適用されるポイントプログラム、付与されるポイント)

1. ID 連携前又は解除後のお客様に対しては、ID 連携サービスは提供されません。この場合、当該お客様が保有する au ID に対し au ポイントプログラム利用規約が適用され、KDDI 店舗においてのみ KDDI 発行の Ponta ポイントが付与され、また利用することができます。また、当該お客様が保有する Ponta 会員 ID に対しては、Ponta 会員規約が適用され、LM 店舗において LM 発行の Ponta ポイントが付与され、また利用することができます。KDDI 店舗において、LM 発行の Ponta ポイントは付与されず、利用することもできません。
2. ID 連携ユーザーに対しては、当該 ID 連携ユーザーが保有する Ponta 会員 ID に対し共通ポイントプログラム Ponta が適用され、LM 店舗 (KDDI 店舗を含みます。) において LM 発行の Ponta ポイントが付与され、また利用することができます (ID 連携前に KDDI 発行の Ponta ポイントとして付与されていたものが、LM 発行の Ponta ポイントとして付与されることとなります)。ただし、KDDI 発行の用途限定ポイントは例外であり、ID 連携ユーザーの保有する au ID に対し au ポイントプログラムが適用され、KDDI 等が当該ポイントの利用対象として別途定める KDDI 店舗において KDDI 発行の用途限定ポイントが付与され、また利用することができます。

#### 第 9 条 (ポイント付与条件、利用方法、有効期限等)

各種ポイントの付与条件、利用方法、有効期限、利用停止等は、以下の各号のとおりです。

- (1) LM 発行の Ponta ポイントの付与条件、利用方法、有効期限、利用停止等は、Ponta 会員規約の定めに従います。
- (2) KDDI 発行の Ponta ポイント又は KDDI 発行の用途限定ポイントの付与条件、利用方法、有効期限、

利用停止等は、au ポイントプログラム利用規約の定めに従います。

#### 第 10 条 (ID 連携の停止又は解除後のポイントの取扱い)

1. ID 連携ユーザーの LM 発行の Ponta ポイントは Ponta 会員 ID で管理され、KDDI 発行の用途限定ポイントは au ID で管理されます。本規約第 5 条又は第 6 条に基づき ID 連携の停止又は解除がされた場合、KDDI 店舗において、LM 発行の Ponta ポイントが付与され又は利用することはできなくなります。なお、KDDI 発行の用途限定ポイントについては、ID 連携の有無に関わらず、au ID にて管理されるため、Ponta 会員 ID にて利用することはできません。
2. ID 連携が停止又は解除された場合でも、本規約 7 条のポイント統合により LM 発行の Ponta ポイントに交換されたポイントや、ID 連携中に KDDI 店舗において付与された LM 発行の Ponta ポイントを、KDDI 発行の Ponta ポイント又は WALLET ポイントに交換することはできません。

#### 第 11 条 (ID 連携サービスの廃止等)

1. 当社は、ID 連携ユーザーへ事前の通知又は周知を行うことにより、ID 連携サービスの全部又は一部を変更又は中断することができるものとします。
2. 当社は、ID 連携ユーザーに対し事前の通知又は周知を行うことなく、保守作業、システム復旧、停電や天災などの不可抗力、又はその他のやむをえない理由により、ID 連携サービスの全部又は一部の提供を中止又は中断することがあります。
3. 当社は、ID 連携ユーザーに対し原則として 3 か月前に通知又は周知を行うことにより、ID 連携サービスを廃止することができるものとします。
4. 前 3 項の変更、中止、中断又は廃止により当該 ID 連携ユーザーが被った損害につき、当社は、一切の責任を負わないものとします。

### 第 4 章 (個人情報の取扱い)

#### 第 12 条 (ID 連携ユーザーの個人情報の取扱い)

1. KDDI 等は、au ポイントプログラムにおいて ID 連携ユーザーより取得する情報の内容、その取得又は利用目的及びその取扱いについては、KDDI 規約に従います。ただし、KDDI 等及び LM 間の情報提供については、第 3 項乃至第 6 項が優先して適用されます。
2. LM は、共通ポイントプログラム Ponta において ID 連携ユーザーより取得する情報の内容、その取得又は目的及び取扱いについては、LM 規約に従います。ただし、KDDI 等及び LM 間の情報提供については、第 3 項乃至第 6 項が優先して適用されます。
3. KDDI 等及び LM は、以下の各号に定める目的のため、次項及び第 5 項に定める ID 連携ユーザーの情

報を、相互に提供することがあります。ID連携ユーザーは、当社らによる情報の提供に同意したうえで、ID連携の申込みを行うものとします。

- ① ID連携を実施するため
  - ② LM発行のPontaポイント又はKDDI発行のPontaポイントの発行、付与、計算又はID連携ユーザーによる利用等の共通ポイントプログラムPonta若しくはauポイントプログラムの提供、円滑な運営（Ponta会員IDに係る会員証の発行を含みます。）又は利便性の向上のため。
  - ③ 電子メール等を含む各種の通知手段によって、LM発行のPontaポイント又はKDDI発行のPontaポイントの残高の通知等、ID連携ユーザーによる当該ポイントの利用に関連して必要な連絡等を行うため。
  - ④ ID連携サービスの変更、中断、中止若しくは廃止、auポイントプログラム若しくは共通ポイントプログラムPontaからの脱退又はそれらの後継のポイントプログラムへの引継ぎ等やそれらに関連する業務を行うため。
  - ⑤ auポイントプログラム又は共通ポイントプログラムPontaにおける商品の購入若しくはサービスの利用に関連して必要な連絡等を行うため。
  - ⑥ 電子メール等を含む各種の通知手段によって、LM発行のPontaポイント若しくはKDDI発行のPontaポイントに係る各種キャンペーン若しくはイベントの案内又はauポイントプログラム若しくは共通ポイントプログラムPontaに関する情報提供を行うため。
  - ⑦ ID連携ユーザーからのお問合せ等に対して当社らが協働して適切に対応するため。
  - ⑧ 当社らのサービスの利用状況又はPonta会員証の利用状況の調査および分析を行うため。
  - ⑨ その他前各号の目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため。
4. 前項に定める目的のため、LMは、ID連携ユーザーに関する次の各号に定める情報を、KDDI等に対して、提供することがあります。
- ① Ponta会員IDの登録情報：  
氏名、生年月日、性別、年齢、婚姻の有無、郵便番号、現住所、電話番号、メールアドレス、職業、未成年者の場合その親権者の姓名
  - ② ポイント情報：  
LM発行のPontaポイントの付与、利用、交換、残高、利用店舗、Ponta会員IDに係る会員証の利用履歴等のポイントに関する情報
  - ③ カスタマーセンター等への問い合わせに関する情報：  
LMが運営するPontaカスタマーセンター等へのID連携サービスに関する問い合わせの際の音声情報、電子メール及びSMS等による問い合わせに関する情報、並びに当該問い合わせへの回答に関する情報

5. 第3項に定める目的のため、KDDI等は、ID連携ユーザーに関する次の各号に定める情報をLMに対して、提供することがあります。

① 利用情報：

au IDの登録日、au IDの番号、Ponta会員IDに係る会員証の情報、au IDの利用に係る契約の終了日又はID連携の継続状態等の契約内容に関する情報

② ポイント情報：

KDDI等サービスにおけるLM発行のPontaポイント、KDDI発行のPontaポイント又はKDDI発行の用途限定ポイントの付与、利用、交換、残高、利用店舗、Ponta会員IDに係る会員証の利用履歴等のポイントに関する情報

③ カスタマーセンター等への問い合わせに関する情報：

KDDI等が運営するカスタマーセンター等へのID連携サービスに関する問い合わせの際の音声情報、電子メール及びSMS等による問い合わせに関する情報及び当該問い合わせへの回答に関する情報

6. 本条に定める情報提供について、本規約に同意したID連携ユーザーは事後的に情報提供の中止や利用の停止を申し出ることとはできず、それらを希望される場合には以下のPontaカスタマーセンターにてLM所定のPonta会員退会の手続き又は「au ID会員サイト」に定める手続きに従ってID連携解除の手続きをお取りいただく必要があります。

- Pontaカスタマーセンター：<http://www.ponta.jp/c/contact/>

Ponta会員退会によって、KDDI等及びLMによる本条に基づく相手方への情報提供および提供を受けた情報の利用を停止することができます

- au ID会員サイト：<https://id.auone.jp/integ/nonintegid.html>

ID連携解除によって、KDDI等からLMへの本条に基づく情報提供及びKDDI等によるLMから提供を受けた情報の利用を停止することができます。LMによる情報提供および情報利用の停止を希望される場合は、PontaカスタマーセンターにてPonta会員退会手続きが必要になります。

## 第5章（雑則）

### 第13条（損害賠償）

ID連携サービスの利用にあたり、当社らの責に帰すべき事由によりID連携ユーザーが損害を被った場合は、当社らは1,295円を上限として当該損害を賠償するものとします。但し、当社らの故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

## 第14条（禁止事項）

ID 連携ユーザーは、ID 連携サービスを利用するにあたり以下の行為又は以下に該当するおそれがあると当社らが判断する行為を行わないものとします。

- ① 他の ID 連携ユーザー又は第三者の著作権、肖像権、その他の知的財産権等を侵害する行為
- ② 他の ID 連携ユーザー又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- ③ 他の ID 連携ユーザー又は第三者に対する誹謗中傷、迷惑となる行為、不快感を抱かせる行為
- ④ 当社らのサーバー等のコンピュータに不正にアクセスし、又は有害なコンピュータプログラム、有害なメール等を送信若しくは書き込む行為
- ⑤ ID 連携サービスを商用目的で利用する行為
- ⑥ 犯罪的行為に結びつく行為
- ⑦ ID 連携サービスを通じて入手した情報を、複製、販売出版その他私的利用の範囲を超えて使用する行為
- ⑧ ID 連携サービスの運営を妨げ、又は当社ら又は第三者の信頼を毀損するような行為
- ⑨ 営業活動、営利を目的とした情報提供活動を行う行為
- ⑩ 当社ら又は第三者を故意に虚偽情報の提供や脅迫によって困惑させる行為
- ⑪ KDDI 店舗若しくは LM 店舗又は当社らへのキャンセル料、利用料の不払い、当社ら又は第三者に対する暴力行為、迷惑行為等
- ⑫ その他、法律、法令、公序良俗若しくは本規約に違反する行為又は違反のおそれのある行為

## 第15条（違反時の措置）

当社らは、ID 連携ユーザーが、本規約、KDDI 規約又は LM 規約に違反し、又は違反するおそれがあると判断した場合には、当該 ID 連携ユーザーに対し以下の各号に定める措置の一部又は全部をとることができます。

- ① ID 連携ユーザーへの注意、警告
- ② ID 連携サービスの利用の禁止、又は ID 連携の停止若しくは解除
- ③ ID 連携ユーザーの au ID 又は Ponta 会員 ID に係る会員資格の抹消
- ④ 損害賠償請求

## 第16条（本規約の変更）

1. 当社らは、本規約を変更できるものとします。この場合、ID 連携サービスの利用条件その他本規約に定める諸条件は、変更後の本規約によります。なお、当社らは、変更後の本規約及びその効力発

生時期を、当社らが指定する Web ページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

2. 前項の本規約の変更に伴い ID 連携ユーザーに何らかの損害が生じた場合であっても、当社らは当該損害に対し責任を一切負わないものとします。

#### 第 17 条（契約上の地位・権利義務の処分禁止）

ID 連携ユーザーは、本規約に基づく契約上の地位又は当該地位に基づく権利義務を、当社らがあらかじめ承諾した場合を除き、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

#### 第 18 条（反社会的勢力の排除）

1. ID 連携ユーザーは、当社らに対し、自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、その後の改正を含みます。）第 2 条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者並びに組織犯罪対策要綱に定める暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. ID 連携ユーザーは、当社らに対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ ID 連携サービスの利用に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社らの信用を毀損し又は当社らの業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当社らは、ID 連携ユーザーが前 2 項のいずれか一つにでも違反することが判明した場合は、催告その他の手続を要しないで、直ちに ID 連携サービスの利用停止、当該 ID 連携ユーザーの ID 連携の停止若しくは解除又は当該 ID 連携ユーザーの au ID 又は Ponta 会員 ID に係る会員資格の抹消をすることができます。
4. 当社らは、前項に基づく ID 連携サービスの利用停止、ID 連携の停止若しくは解除又は当該 ID 連携ユーザーの au ID 又は Ponta 会員 ID に係る会員資格の抹消により当該 ID 連携ユーザーが被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 19 条（本規約の優先適用）

本規約と、KDDI 規約又は LM 規約の内容が矛盾抵触する場合には、本規約が優先して適用されます。本規約に定めがないものの、KDDI 規約又は LM 規約に定めがある事項については、当該 KDDI 規約又は LM 規約の規定が適用されます。

#### 第 20 条（準拠法及び専属的合意管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

---

令和 2 年 5 月 21 日制定

令和 4 年 4 月 1 日 改定